平成２９年（フ）第８８３７号
東京都板橋区上板橋２丁目17―11―201
破産者　久野　隆一
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９７９５号
東京都杉並区永福３丁目44―13―204、住民票上の住所東京都杉並区永福３丁目44―13
破産者　古村　有紀
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１１７号
東京都武蔵村山市本町２丁目56―11
破産者　小川　将嗣
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９８号
東京都調布市多摩川３丁目68番地21
破産者　有限会社イシハラ
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９９号
東京都調布市多摩川３丁目68―21
破産者　石原　慎司
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第４２０号
東京都江東区塩浜２丁目５―15　新塩崎荘
破産者　平賀　一敏
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第５７０号
東京都豊島区駒込３丁目16番21号
破産者　有限会社まき
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６９０号
東京都板橋区前野町１丁目33―12―202
破産者　小田代一晃
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６９８号
東京都新宿区若葉１丁目10番地
破産者　株式会社ＢＡＳＣＯ’Ｓ，ＩＮＣ．
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６９９号
東京都港区南麻布４丁目11―17―305
破産者　木村　　哲
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７２２号
東京都練馬区東大泉１丁目26番20号、商業登記簿上の本店所在地東京都小金井市東町４丁目31番11号　谷川ビル201
破産者　株式会社ウエイスト．リザーブ．バスケット
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７７２号
東京都練馬区大泉町４丁目43番５号
破産者　株式会社ロメオ
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７７３号
東京都練馬区大泉町４丁目43―５
破産者　五十嵐文昭
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８４１号
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第16地割23番地56
破産者　有限会社小田代
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８６６号
東京都中央区日本橋堀留町１丁目３番16―424号
破産者　株式会社光明
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８６７号
東京都中央区日本橋富沢町８―12―603
破産者　坂本　義和
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８７１号
東京都台東区松が谷４丁目28番２号
破産者　有限会社新和電化工業所
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８７２号
東京都荒川区南千住７丁目27―９　デュプレ南千住Ａ棟
破産者　齋藤　譽子
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８８５号
東京都中央区東日本橋２丁目１番15号
破産者　有限会社スペリオ
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第８８６号
東京都江戸川区船堀１丁目１―21―202
破産者　樋野　富子
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４１５号
東京都練馬区栄町21―16―202
破産者　遠藤　伸司
1　決定年月日　平成30年５月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部